

船舶事故調査報告書

令和5年7月5日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年6月22日 06時00分ごろ
発生場所	北海道 <small>ほまんとんべつ</small> 頓別町 <small>とんべつ</small> 頓別漁港北東方沖 頓別港東防波堤灯台から真方位035° 4.1海里（M）付近 （概位 北緯45° 11.5′ 東経142° 23.4′）
事故の概要	漁船第二十五 <small>りょうしん</small> 漁信丸は、操業中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和4年7月21日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二十五漁信丸、14トン
船舶番号、船舶所有者等	HK2-22456（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 甲板員A
負傷者	軽傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員Aほか4人が乗り組み、頓別漁港北東方約4.1M沖の漁場で、ほたて<small>けた</small> 桁引き漁の操業を開始し、両舷からいずれも重さ約350kgの桁を海中に投入した。</p> <p>本船は、海底で両舷の桁を引いた後、右舷側の桁（以下「本件桁」という。）を前部甲板船首側に設置されたデリックで甲板上に引き上げて漁獲物を取り出した後、次の投入準備として、‘本件桁を、甲板からの高さ約74cm、幅約44cmの右舷ブルワークの頂部に置き、ロープで固定する作業’（以下「本件作業」という。）を開始した。</p> <p>本船は、甲板員Aがデリックで甲板上約1mの高さに吊り上げた本件桁の船首側に、もう1人の甲板員（以下「甲板員B」という。）が本件桁の船尾側にそれぞれ立ち、甲板員Aが本件桁を、甲板員Bが本件桁に接続された袋網部分をそれぞれ両手で<small>つか</small> 掴んだ。</p> <p>甲板員A及び甲板員Bは、本件桁を右舷ブルワーク頂部付近まで誘導し、本件桁がデリックによりほぼブルワーク頂部の高さまで下降した際、船体の動揺により本件桁が船外側に振れたものの、揺れ戻った本件桁を何とかブルワーク頂部に置いた。</p> <p>甲板員Aは、その後、本件桁をロープで固定している際に左手人差し指の違和感に気づき、負傷していることが分かった。</p> <p>船長は、甲板員Bに甲板員Aが負傷したと聞き、すぐに所属する漁業協同組合に無線で連絡し、頓別漁港に戻った。</p>

	<p>甲板員Aは、救急車で病院に搬送され、左示指末節骨開放骨折、左手打撲傷及び左示指挫滅創と診断された。</p> <p>船長は、デリックに吊り上げられた本件桁を掴んで本件作業を行っている際に、本件桁が大きく振れた場合には、本件桁から手を放し安全な場所に避難するよう、乗組員に指導していた。</p> <p>甲板員Aは、本事故当時、カップ上下、救命胴衣を着用し、ヘルメットをかぶり、ゴム手袋及びゴム長靴を身に付けており、健康状態は良好であった。</p> <p>甲板員Aは、本事故後、違和感があるまで左手人差し指の負傷に気付かなかつたが、船外側に振れた本件桁を船内に留めようとした際に、同桁を掴んでいた左手人差し指が右舷ブルワーク頂部に当たって負傷したとしか考えられないと、本事故後に思った。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、ほたて桁引き漁の操業中、本件桁を船首側から両手で掴んでいた甲板員Aが、船体動揺で本件桁が船外側に振れた際、本件桁を船内に留めようと思い、左手を本件桁から放すのが遅れたことから、本件桁を掴んだままの左手の人差し指が、ブルワーク頂部に当たったことにより負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、ほたて桁引き漁の操業中、本件桁を船首側から両手で掴んでいた甲板員Aが、船体動揺で本件桁が振れた際、本件桁を船内に留めようと思い、左手を本件桁から放すのが遅れたため、本件桁を掴んだままの左手の人差し指が、ブルワーク頂部に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗組員は、重量物が大きく振れ、制震できない場合には、作業を中止し、安全な場所に避難すること。